

令和4年度東京都保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱

4 福保子保第1284号

令和4年6月28日

1 目的

この要綱は、東京都保育従事職員等処遇改善事業実施要綱（令和4年3月3日付3福保子保第4498号。以下「実施要綱」という。）に基づき行われる事業を補助するに当たっての算定基準及び手続等を規定し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱に基づき区市町村が実施する事業とする。

3 補助対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は、区市町村が補助事業を行うに当たって支出した経費のうち、別表に定める経費とする。

4 補助金の算定方法

この補助金は、次により算出された額とする。

- (1) 別表に定める施設・事業所種別ごとに、基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額に別表に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

5 交付申請

区市町村は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び所要額計算書（第4号様式）に必要な書類を添付して、東京都知事（以下「知事」という。）に対し、別に定める期日までに補助金の交付を申請するものとする。

6 変更交付申請

区市町村は、この補助金の交付決定後、事情の変更等により申請の内容を変更するときは、補助金変更交付申請書（第2号様式）に必要な書類を添付して、知事に対し、別に定める期日までに補助金の変更交付を申請するものとする。

7 交付決定及び通知

知事は、区市町村長から上記5及び6に定める補助金の交付申請及び変更交付申請を受けたときは、申請書及び添付書類の内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに当

該区市町村に通知する。

8 概算払

知事は、この補助金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

9 補助金の精算

概算の交付を受けた補助金は、別紙第6号様式による精算書により別に指定する期日までに精算するものとする。

10 補助条件

この補助金は、別記の条件を付して交付するものとする。

11 準用

補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）及び東京都補助金等交付規則の実行について（昭和37年12月11日付通達37財主調第20号）に定めるところによる。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、都が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記

補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

区市町村長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 補助事業の完了時期

補助事業は、令和4年9月30日までに完了しなければならない。

4 事故報告等

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 状況報告

知事は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し区市町村長に対し報告を求めることができる。

6 補助事業の遂行命令等

- (1) 知事は、4及び5による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。
- (2) 区市町村長が(1)の命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し補助事業の

一時停止を命ずることができる。

7 実績報告

区市町村長は、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後、別に指定する期日までに、実績報告書（第3号様式）、所要額計算書（第4号）、執行額調書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

8 補助金の額の確定等

知事は、7による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

9 是正のための措置

- (1) 知事は、8による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。
- (2) 7による実績報告は、(1)の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

10 決定の取消し

- (1) 知事は、区市町村が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、8により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

11 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は10により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、区市町村に対しその返還を命ずるものとする。
- (2) (1)の規定は、8により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

12 違約加算金

区市町村長は、10 により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最終の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 延滞金

区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 他の補助金等の一時停止等

区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

15 書類の整備保管

区市町村長は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(別表)

施設・事業 所種別	基準額	補助対象経費	補助率																																																		
認証保育所 事業	<p>施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>補助基準額×年齢別平均利用児童数（見込）※ ×事業実施月数</p> <p>※ 令和3年度における各月初日の利用児童数（管外利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。</p> <p>（補助基準額）</p> <table border="1" data-bbox="328 913 1117 1966"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 913 472 1003">年齢 定員</th> <th data-bbox="472 913 635 1003">0歳児</th> <th data-bbox="635 913 794 1003">1、2歳児</th> <th data-bbox="794 913 954 1003">3歳児</th> <th data-bbox="954 913 1117 1003">4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 1003 472 1111">40人以下</td> <td data-bbox="472 1003 635 1111">8,350円</td> <td data-bbox="635 1003 794 1111">6,070円</td> <td data-bbox="794 1003 954 1111">4,670円</td> <td data-bbox="954 1003 1117 1111">4,240円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1111 472 1218">41人から 50人まで</td> <td data-bbox="472 1111 635 1218">6,300円</td> <td data-bbox="635 1111 794 1218">4,020円</td> <td data-bbox="794 1111 954 1218">2,630円</td> <td data-bbox="954 1111 1117 1218">2,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1218 472 1326">51人から 60人まで</td> <td data-bbox="472 1218 635 1326">6,010円</td> <td data-bbox="635 1218 794 1326">3,730円</td> <td data-bbox="794 1218 954 1326">2,340円</td> <td data-bbox="954 1218 1117 1326">1,910円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1326 472 1433">61人から 70人まで</td> <td data-bbox="472 1326 635 1433">5,800円</td> <td data-bbox="635 1326 794 1433">3,520円</td> <td data-bbox="794 1326 954 1433">2,130円</td> <td data-bbox="954 1326 1117 1433">1,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1433 472 1541">71人から 80人まで</td> <td data-bbox="472 1433 635 1541">5,650円</td> <td data-bbox="635 1433 794 1541">3,370円</td> <td data-bbox="794 1433 954 1541">1,970円</td> <td data-bbox="954 1433 1117 1541">1,540円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1541 472 1648">81人から 90人まで</td> <td data-bbox="472 1541 635 1648">5,530円</td> <td data-bbox="635 1541 794 1648">3,250円</td> <td data-bbox="794 1541 954 1648">1,850円</td> <td data-bbox="954 1541 1117 1648">1,420円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1648 472 1756">91人から 100人まで</td> <td data-bbox="472 1648 635 1756">5,390円</td> <td data-bbox="635 1648 794 1756">3,110円</td> <td data-bbox="794 1648 954 1756">1,720円</td> <td data-bbox="954 1648 1117 1756">1,290円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1756 472 1863">101人から 110人まで</td> <td data-bbox="472 1756 635 1863">5,320円</td> <td data-bbox="635 1756 794 1863">3,040円</td> <td data-bbox="794 1756 954 1863">1,640円</td> <td data-bbox="954 1756 1117 1863">1,210円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1863 472 1966">111人から 120人まで</td> <td data-bbox="472 1863 635 1966">5,250円</td> <td data-bbox="635 1863 794 1966">2,970円</td> <td data-bbox="794 1863 954 1966">1,580円</td> <td data-bbox="954 1863 1117 1966">1,150円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢 定員	0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上児	40人以下	8,350円	6,070円	4,670円	4,240円	41人から 50人まで	6,300円	4,020円	2,630円	2,200円	51人から 60人まで	6,010円	3,730円	2,340円	1,910円	61人から 70人まで	5,800円	3,520円	2,130円	1,700円	71人から 80人まで	5,650円	3,370円	1,970円	1,540円	81人から 90人まで	5,530円	3,250円	1,850円	1,420円	91人から 100人まで	5,390円	3,110円	1,720円	1,290円	101人から 110人まで	5,320円	3,040円	1,640円	1,210円	111人から 120人まで	5,250円	2,970円	1,580円	1,150円	保育従事職員 等の処遇改善 の実施に必要な経費	10/10
年齢 定員	0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上児																																																	
40人以下	8,350円	6,070円	4,670円	4,240円																																																	
41人から 50人まで	6,300円	4,020円	2,630円	2,200円																																																	
51人から 60人まで	6,010円	3,730円	2,340円	1,910円																																																	
61人から 70人まで	5,800円	3,520円	2,130円	1,700円																																																	
71人から 80人まで	5,650円	3,370円	1,970円	1,540円																																																	
81人から 90人まで	5,530円	3,250円	1,850円	1,420円																																																	
91人から 100人まで	5,390円	3,110円	1,720円	1,290円																																																	
101人から 110人まで	5,320円	3,040円	1,640円	1,210円																																																	
111人から 120人まで	5,250円	2,970円	1,580円	1,150円																																																	

(別表)

施設・事業 所種別	基準額	補助対象経費	補助率
家庭的保育 事業 (都制度)	施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額 補助基準額 9,960 円×平均利用児童数（見込）※ ×事業実施月数 ※ 令和3年度における各月初日の利用児童数（管外利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。		
定期利用保 育事業	施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額 11,000 円 ×賃金改善対象者数（※） ×事業実施月数 ※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については令和4年2月1日現在で定期利用保育事業に勤務している職員により算出すること。ただし、令和4年4月以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。	保育従事職員 等の処遇改善 の実施に必要な 経費	10/10

(別表)

施設・事業所種別	基準額	補助対象経費	補助率
病児保育事業	<p>施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>11,000円 × 賃金改善対象者数 (※) × 事業実施月数</p> <p>※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については令和4年2月1日現在で病児保育事業に勤務している職員により算出すること。ただし、令和4年4月以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。</p>		
一時預かり事業(緊急一時預かり)	<p>施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>11,000円 × 賃金改善対象者数 (※) × 事業実施月数</p> <p>※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については令和4年2月1日現在で一時預かり事業(緊急一時預かり)に勤務している職員により算出すること。ただし、令和4年4月以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。</p>	保育従事職員等の処遇改善の実施に必要な経費	10/10

(別表)

施設・事業 所種別	基準額	補助対象経費	補助率																																				
緊急1歳児 受入事業	<p>施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>補助基準額×年齢別平均利用児童数（見込）※ ×事業実施月数</p> <p>※ 令和3年度における各月初日の利用児童数（管外利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。</p> <p>（補助基準額）</p> <table border="1" data-bbox="328 931 676 2033"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 931 491 994">年齢 定員</th> <th data-bbox="491 931 676 994">1、2歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20人</td><td>6,070円</td></tr> <tr><td>21人から 30人まで</td><td>4,800円</td></tr> <tr><td>31人から 40人まで</td><td>4,130円</td></tr> <tr><td>41人から 50人まで</td><td>4,020円</td></tr> <tr><td>51人から 60人まで</td><td>3,730円</td></tr> <tr><td>61人から 70人まで</td><td>3,520円</td></tr> <tr><td>71人から 80人まで</td><td>3,370円</td></tr> <tr><td>81人から 90人まで</td><td>3,250円</td></tr> <tr><td>91人から 100人まで</td><td>3,110円</td></tr> <tr><td>101人から 110人まで</td><td>3,040円</td></tr> <tr><td>111人から 120人まで</td><td>2,970円</td></tr> <tr><td>121人から 130人まで</td><td>2,920円</td></tr> <tr><td>131人から 140人まで</td><td>2,870円</td></tr> <tr><td>141人から 150人まで</td><td>2,830円</td></tr> <tr><td>151人から 160人まで</td><td>2,880円</td></tr> <tr><td>161人から 170人まで</td><td>2,850円</td></tr> <tr><td>171人以上</td><td>2,810円</td></tr> </tbody> </table>	年齢 定員	1、2歳児	20人	6,070円	21人から 30人まで	4,800円	31人から 40人まで	4,130円	41人から 50人まで	4,020円	51人から 60人まで	3,730円	61人から 70人まで	3,520円	71人から 80人まで	3,370円	81人から 90人まで	3,250円	91人から 100人まで	3,110円	101人から 110人まで	3,040円	111人から 120人まで	2,970円	121人から 130人まで	2,920円	131人から 140人まで	2,870円	141人から 150人まで	2,830円	151人から 160人まで	2,880円	161人から 170人まで	2,850円	171人以上	2,810円	<p>保育従事職員 等の処遇改善 の実施に必要な経費</p>	<p>10/10</p>
年齢 定員	1、2歳児																																						
20人	6,070円																																						
21人から 30人まで	4,800円																																						
31人から 40人まで	4,130円																																						
41人から 50人まで	4,020円																																						
51人から 60人まで	3,730円																																						
61人から 70人まで	3,520円																																						
71人から 80人まで	3,370円																																						
81人から 90人まで	3,250円																																						
91人から 100人まで	3,110円																																						
101人から 110人まで	3,040円																																						
111人から 120人まで	2,970円																																						
121人から 130人まで	2,920円																																						
131人から 140人まで	2,870円																																						
141人から 150人まで	2,830円																																						
151人から 160人まで	2,880円																																						
161人から 170人まで	2,850円																																						
171人以上	2,810円																																						